別表３　【判定料金】

2025.4.1

省エネルギー消費性能適合判定業務判定料金表（消費税 10%を含む）

■建築物省エネ法判定業務規程第 18 条における判定料金を下記のとおり定めます。

		対象面積の合計	料　　金
住宅	戸　建　て	2,000㎡以下	３３，０００円
	共同住宅等	2,000㎡以下	Ｍ（※）×５，５００円＋２２，０００円

モデル建物法			
	対象面積の合計	工場等以外	工場等
非住宅	100㎡以下	３３，０００円	３３，０００円
	100㎡超300㎡以下	６６，０００円	５５，０００円
	300㎡超500㎡以下	１３２，０００円	６６，０００円
	500㎡超1,000㎡以下	１４３，０００円	７７，０００円
	1,000㎡超2,000㎡以下	１７６，０００円	１１０，０００円
標準入力法（主要室入力法を含む。）			
	対象面積の合計	工場等以外	工場等
非住宅	300㎡以下	１８７，０００円	１５４，０００円
	300㎡超500㎡以下	１９８，０００円	１７６，０００円
	500㎡超1,000㎡以下	２９７，０００円	１９８，０００円
	1,000㎡超2,000㎡以下	３３０，０００円	２０９，０００円

※　Ｍ：外皮計算書の数（同一評価内容の住戸を除く。）

※　ＲＣ造等住宅の場合は、料金表の額より33,000円（消費税10%を含む。）を加算する。

※　共有部分を計算する場合は、22,000円（消費税10%を含む。）を加算する。

※　面積の算定については、原則、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。

※　一つの確認申請に適合性判定対象建築物が複数棟ある場合、各棟ごとの料金の合計額を徴収する。

※　複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合、住宅部分の料金に非住宅部分による料金を加算する。

※　建築物全てが省エネ計算対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合は、一律22,000円（消費税 10%を含む。）とする。

なお、計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合も同様とする。

※　計画変更の料金は、変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。）に応じて算定される判定料金の２分の１の額とする。

※　軽微変更該当証明の料金は、当初申請された判定料金の２分の１の額とする。

※　当研究所の他の業務で同一の省エネ性能の審査を行った物件については、料金表の額より22,000円（消費税10%を含む。）を減額する。

※　判定料金表によらない場合は、別途協議する。